

広島県からのお知らせ

令和5年11月から、

広島県知事の行う**構造計算適合性判定**が、**電子申請**できるようになりました。

対象物件	手数料納付方法
県知事に対する申請 (延床面積 1,000 ㎡以下※)	<ul style="list-style-type: none"> ・現金 (県窓口) ・納付書 (銀行等) ・Pay-easy (電子納付)
※建築基準法第18条の2第1項の規定により、県知事が指定構造計算適合性判定機関に委任している構造計算適合性判定 (延床面積 1,000 ㎡超等) の電子申請への対応については、各指定構造計算適合性判定機関へお問い合わせください。	 <p>申請イメージ</p>

電子申請にあたっての留意事項

- **電子申請をされる場合、事前に申し込みが必要です。**
電子申請を希望される場合は、事前に県建築課までご連絡ください。
- 県では、事前審査は行っていません。
電子審査においても、**審査に必要となる申請書一式のデータが揃い、手数料を納付いただいた後に受付し、受付後に審査を開始します。**
(受付後の申請書データの自主訂正は原則できません。)
- 電子申請では、**紙の申請書 (正・副) の提出は不要です。**
審査終了後、判定結果通知書 (公印押印ありの紙文書) と最終的な申請書 (追加説明書含む) の電子データを送付します。(県で申請データの印刷はしません。必要な場合は各自で印刷してください。)
- 電子申請では、申請書 (図面, 計算書等を含む) を**全て PDF データでやり取りします。**
- **申請書 (電子データ) については、標準仕様を定めています。**
標準仕様の詳細は県 HP (下記 URL) でご確認ください。
電子データにより添付できない図書がある場合や、仕様に適合しない場合、電子申請を受付けることができませんので、ご注意ください。
- **構造計算書 (一貫計算書以外) や、一貫計算書など、1つのファイルが複数のセクション等から構成されるデータについては、PDF ファイルのしおり機能等により見出し (電子ファイル内の各セクション等へのリンク・ブックマーク) を付けるなどデータ閲覧の円滑化にご協力ください。**
- 手数料は現金 (窓口または納付書) または電子納付 (Pay-easy (ペイジー)) での納付が可能です。

電子申請の詳細や、申し込み方法は県 HP (下記) をご参照ください。

広島県土木建築局建築課 構造審査グループ TEL : 082-513-4159 メール : dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp 県 HP 構造計算適合性判定 (電子申請) の受付開始について URL : https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/tekihan231101.html	QR コード 
--	---